

竹島

かえれ 島と海

CONTENTS

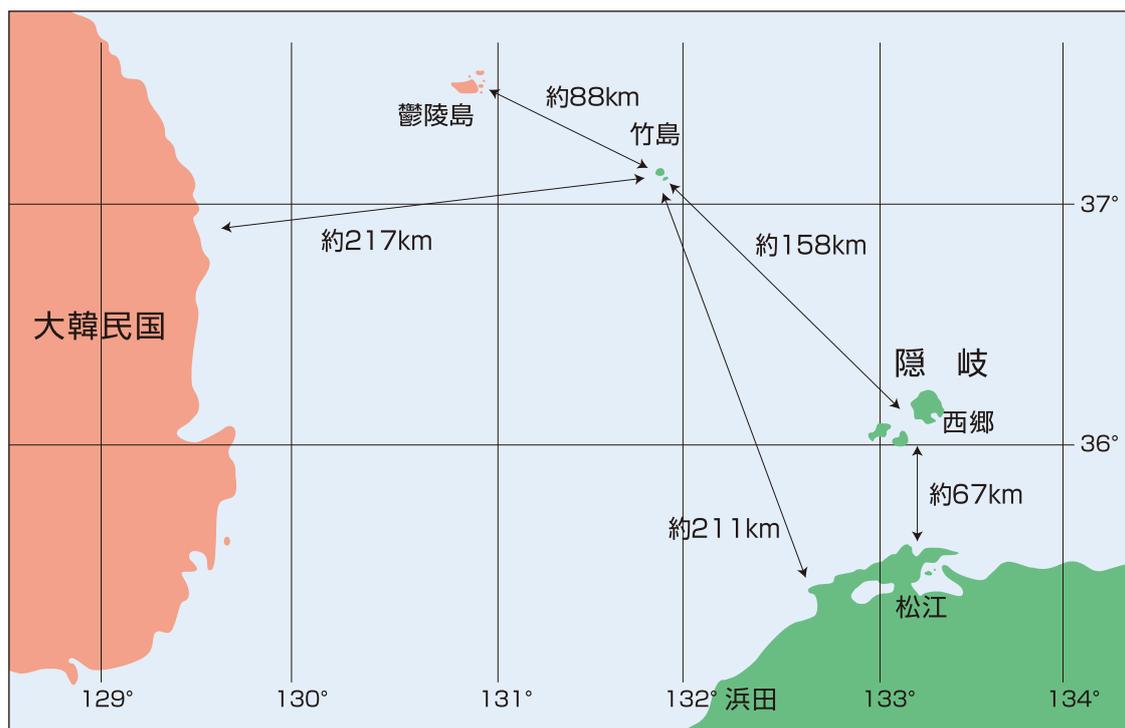
- 竹島とは
- 一日も早い領土権の確立を
- 歴史的にみても日本の領土です
- 国際法に照らしても
日本の領土です

島根県／竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議

竹島とは

竹島は、島根県隠岐郡隠岐の島町に属し、隠岐島の北西約 158km、北緯 37 度 14 分、東経 131 度 52 分に位置し、東西の 2 主島と数十の岩礁から成り、その総面積は 21 万平方メートルで東京ドームの約 5 倍の広さがあります。島は飲料水にも乏しく人の常住には適しません。島の周辺一帯は南からの対馬暖流と北からのリマン寒流の接点になっており、魚介藻類の種類、数量ともに極めて豊富です。

排他的経済水域 200 カイリ時代を迎えた今日、竹島周辺海域は、島根県のみならずわが国にとって水産業の発展と海洋資源の確保の観点から非常に大きな価値を持っているといえるでしょう。



竹島(右が西島、左が東島)

一日も早い 領土権の確立を

李承晩ライン宣言

竹島の領有権をめぐる日本と韓国の争いは、1952(昭和27)年1月18日韓国の李承晩大統領が一方的に海洋主権宣言(いわゆる李承晩ライン宣言)を発し、竹島をこの李承晩ラインの中に囲い込んだことに始まります。

その後、日韓両国は互いに領有権主張をくり返し、調査団の派遣、相手国の措置に対する抗議などが続いていましたが、1954(昭和29)年、韓国は武装要員を常駐させ竹島を占拠しました。

日韓基本関係条約締結

1960(昭和35)年、政権交替により12年間の李承晩政権が終わり、両国間の対話も進みました。1965(昭和40)年、日韓基本関係条約が締結され国交が正常化しましたが、期待された竹島問題の解決は成りませんでした。



韓国 12 カイリ実施

1978(昭和53)年4月、韓国は領海12カイリを実施し、以後竹島周辺12カイリからわが国の漁船を締め出しました。

竹島の現状

現在竹島は、韓国が灯台、見張場、兵舎、ヘリポートなどを築き、警備員を常駐させて不法占拠を続けています。このためわが国の施政権の行使が妨げられる状態となっています。また、韓国は防波堤や総合海洋科学基地の建設を計画するなど、竹島の実力支配強化の動きもあります。わが国はあくまで平和的手段により解決するとの基本方針に立ち、あらゆる機会をとらえて粘り強く交渉を続けていますが、いまだ解決をみるに至っていません。

こうした状況の中で、一日も早く竹島の領土権を確立し、漁業の安全操業を確保するためには、私たち一人ひとりが竹島問題を正しく理解し、国民的世論を盛り上げていくことが必要です。

歴史的にみても 日本の領土です

竹島が発見された正確な年月は不明ですが、遅くとも江戸時代初期には日本人に知られていました。

1618(元和4)年ごろから米子の^{おおや}大谷甚吉、村川市兵衛たちが江戸幕府から許可を得て鬱陵島(当時「竹島」と呼ばれていた)^{うつりょうとう}へ渡り、アワビ、アシカ等の漁猟、木竹の伐採などを行っていました。この鬱陵島へ行く途中の寄港地として、また漁猟地として竹島(当時「松島」と呼ばれていた)を利用していました。1661(寛文元)年ごろからは、竹島へも正式に幕府の許可を得て渡航するようになりました。

その後、幕府は朝鮮との争いのため、1696(元禄9)年に鬱陵島への渡航を禁じましたが、竹島については渡航を禁じませんでした。天保年間(1830~1843年)に浜田の今津屋八右衛門が禁令を破って鬱陵島へ行った^{かど}廉で処罰されましたが、その裁判記録中には、竹島へ行く名目で渡海したとあります。竹島の知見は、書物や地図に記録され江戸時代を通じて維持されました。

明治時代に入り、日本人による鬱陵島への渡航が再び始まりました。多くの漁民が鬱陵島に行くようになり、その途中竹島に寄港していました。明治20年代の終わりごろからは隠岐の島民たちが竹島でアワビ、アシカ等の漁猟に従事していました。



竹島でのアシカ猟
(写真提供：山陰中央新報社)

このように竹島は歴史的にみて日本の領土であることは疑いありません。

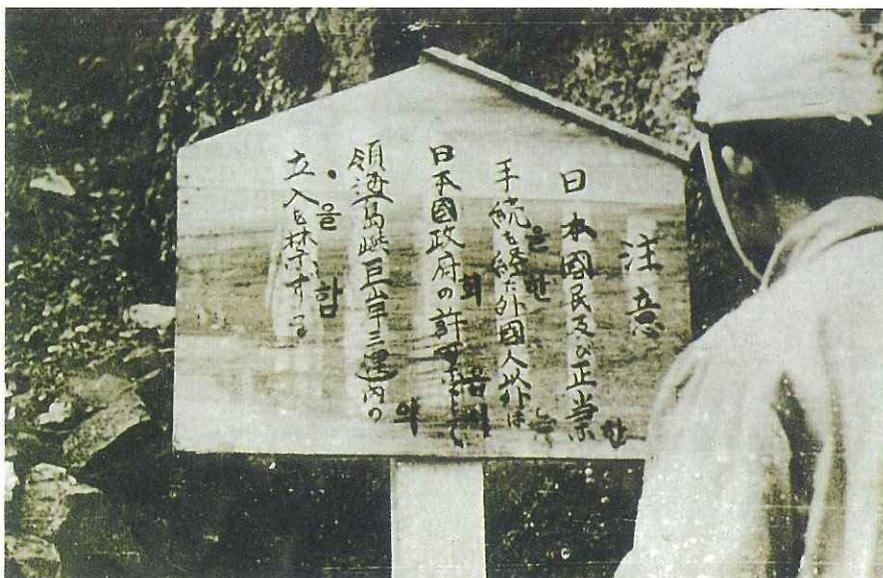
国際法に照らしても 日本の領土です

1904(明治37)年隠岐島の住人中井養三郎が、竹島においてアシカ猟を行うため政府に竹島の領土編入及び貸与を願い出ました。これに対して政府は1905(明治38)年1月28日の閣議において同島を正式に竹島と命名し、本邦所属、島根県隠岐島司の所管とする旨決定しました。これに基づいて、島根県知事は同年2月22日付けの島根県告示第40号をもってその内容を公示しました。

さらに、同年には隠岐国四郡の官有地台帳への登録、漁業取締規則によるアシカ漁業の許可、仮設望楼の設置、知事の視察、また翌1906(明治39)年には島根県第3部長らの現地実態調査が行われ、その後も漁業者への官有地の貸付と使用料の徴収など、行政権の行使が継続して行われました。

国際法上領土取得の要件は、国家による当該土地の実効的な占有です。日本は竹島に対して歴史的な権原を持っていましたが、20世紀以降の措置によって近代国際法上の要件も完全に充足されました。

竹島は国際法に照らしてもわが国固有の領土であることは明らかです。



昭和28年6月島根県と海上保安庁が合同で建てた領土標識

竹島年表 (20世紀以降)

1904.9.29 (明治37年)	中井養三郎、内務・外務・農商務大臣に竹島の領土編入と貸下げを出願
1905.1.28 (明治38年)	閣議で竹島と命名し、本邦所属、島根県隠岐島司の所管とすることを決定
2.22	島根県知事、島根県告示第40号で竹島の名称と所管を公示
5.17	島根県、竹島を隠岐国四郡の官有地台帳に登録
6.5	島根県知事、中井養三郎外3名に対しアシカ漁業を許可
1906.3 (明治39年)	島根県第3部長神西由太郎外44名、竹島の実態を調査
1910.8.29 (明治43年)	韓国併合に関する条約発効
1939.4.24 (昭和14年)	島根県隠岐郡五箇村会、竹島を五箇村の区域に編入することを議決
1940.8.17 (昭和15年)	島根県、竹島の公用を廃し、海軍用地として舞鶴鎮守府に引き継ぐ
1941.11.28 (昭和16年)	舞鶴鎮守府、八幡長四郎に対し、竹島の海軍用地の使用を許可
1945.11.1 (昭和20年)	海軍省消滅に伴い、竹島は大蔵省所管になる
1952.1.18 (昭和27年)	韓国大統領李承晩、海洋主権宣言(李承晩ライン宣言)により竹島の領有を主張
4.28	サンフランシスコ平和条約が発効。条約上、竹島の日本保持が確定
1953.6.18 (昭和28年)	島根県知事、隠岐島漁業協同組合連合会に共同漁業権を免許
6.27	島根県・海上保安庁、共同で竹島を調査。韓国人6名に対し退去命令をし、領土標識(木柱)を建てる
1954.6 (昭和29年)	韓国政府、竹島に海洋警備隊を派遣
9.25	日本政府、竹島問題の国際司法裁判所への付託を韓国に提議。韓国政府は拒否(10月28日)
1965.6.22 (昭和40年)	日韓基本関係条約・日韓漁業協定調印、12月18日発効。竹島問題は解決せず。李ラインは消滅
1965~1976 (昭和40年~昭和51年)	島根県知事・県議会議長、連名で国に対して竹島の領土権確保を要望
1977.3.19 (昭和52年)	島根県議会、竹島の領土権確立及び安全操業の確保について決議
4.27	島根県竹島問題解決促進協議会設立。国に対して竹島の領土権の確立及び安全操業の確保を要望(～1995)
1982~現在 (昭和57年~現在)	島根県、国への重点要望として竹島の領土権及び安全操業の確保を要望
1987.3.11 (昭和62年)	竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議設立
1999.1.22 (平成11年)	新日韓漁業協定が発効。竹島周辺海域は日韓の共同管理とする暫定水域に指定
2004.3.15 (平成16年)	島根県議会、国における「竹島の日」制定について意見書を採択
10.25~26	島根県、「竹島の日」制定を国へ要望
2005.3 (平成17年)	島根県議会、本会議で「竹島の日を定める条例」を賛成多数で可決(16日)、施行(25日)
6.6	島根県、竹島問題研究会(第1期)を設置(2007年3月最終報告書を取りまとめるまで)
2006.6.16 (平成18年)	衆・参両議院、「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を採択
2007.4 (平成19年)	島根県、竹島資料室を開設
2008.7 (平成20年)	文部科学省、中学校学習指導要領解説社会編に竹島を記載
2009.10.19 (平成21年)	島根県、竹島問題研究会(第2期)を設置

島根県では「竹島」に関する資料の提供を呼びかけています。

- 古文書・地図・絵図 ●竹島に関するもの(例えば、記録、写真など) ●地域で語り継がれている言い伝えなど
- ご提供いただける資料等がございましたら、竹島資料室までご連絡ください。

●●●竹島に関するお問い合わせは●●●

島根県総務部総務課

〒690-8501 島根県松江市殿町1 TEL.0852(22)6766 FAX.0852(22)5911 E-mail:soumu@pref.shimane.lg.jp

島根県竹島資料室

〒690-8501 島根県松江市殿町1 TEL.0852(22)5669 FAX.0852(22)6239 E-mail:takeshima-shiryo@pref.shimane.lg.jp

竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議

〒690-0033 島根県松江市大庭町1751-13(島根青少年館内) TEL.0852(21)2818 FAX.0852(21)2730